

「醸造工程における転落による危険防止措置の徹底」
について、**要請**を行いました

長岡労働基準監督署

長岡労働基準監督署では、令和5年2月、長岡市内の酒造会社で発生した死亡事故を踏まえ、令和5年5月23日付けで、長岡市内の酒造会社17事業場で構成する事業者団体 1団体ならびに柏崎市内の酒造会社 4事業場 に対して、同種災害の再発防止対策の徹底を要請しました。

要請内容は別添のとおりです。

別紙に示す要請先リストの団体/事業場 へて

長岡労働基準監督署長

醸造工程における転落による危険防止措置の徹底について(要請)

日頃より労働基準行政の推進に格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年2月、当署管内の酒造工場において、もろみの仕込み作業中、発酵タンクの中に転落して死亡する事故が発生しました。本件事故は、作業の際に発酵タンクの中へ転落しないよう措置が講じられていなかったことや安全な作業手順が示されていなかったことが原因とみられます。

なお、当署管内においては、平成17年にも同種の作業で死亡事故が発生しており、適切な再発防止が求められるところです(別添1「災害事例」を参照)。

つきましては、下記の事項について、貴団体傘下の会員事業場に対して周知いただき、仕込み作業時における発酵タンクへの転落による危険防止措置の徹底をお願いします。

記

- 1 仕込み蔵の発酵タンクにおける作業または労働者が巡回等のため周囲を通行する際に転落するおそれがある場合には、転落防止のための丈夫なさくを設置する等適切な転落防止措置を講じること。
また、さく等の設置が困難な場合は、防網を設置する、墜落制止用器具の使用を徹底させること。
- 2 日常的に行われる作業について、安全面から見て適切な作業手順書を作成し、その内容を安全教育により周知徹底すること。
- 3 職場の潜在的な危険・有害性を見つけ出して、労働災害が発生しないよう事前に適切な対策を講じることが不可欠であることから、リスクアセスメントを導入し、積極的な実施を展開すること。

具体的な対策の詳細については、別添2「参考資料」をご参照ください。

【担当】
長岡労働基準監督署
安全衛生課長 佐藤 満
電話 0258-33-8711

要請先リスト

1 長岡市内の酒造会社 17 事業場で構成する事業者団体

- 長岡酒造協議会

2 柏崎市内の酒造会社 4 事業場

- 阿部酒造株式会社
- 石塚酒造株式会社
- 林酒造場
- 原酒造株式会社

(敬称略 / 順不同)

○災害事例

#	災害発生年月	被災者	災害発生状況等
1	平成17年11月	50歳代 男性 酒造工 経験2年 窒息死	<p>仕込み蔵において、発酵タンクの巡回作業中、発酵タンクの内部に転落した。</p> <p>原因と対策</p> <p>タンクの上部開口部に転落防止用の蓋などが設置されていなかった。不意の動作による転落防止のため、さく、覆い等を設置すること。</p> <p>タンクの上部開口部に消泡機が取り付けられていたが、取り付けであった角材が、タンク外径より長く、通行の妨げとなっていた。角材をタンク外径より短くし、安全な通路を確保すること。</p>
2	令和5年2月	50歳代 男性 酒造工 経験15年 溺死	<p>仕込み蔵において、もろみの仕込み作業で発酵タンク内部の温度測定作業を行っていた時、発酵タンク内部に転落した。</p> <p>原因と対策</p> <p>タンクの上部開口部に転落防止用の蓋などが設置されていなかった。作業による転落防止のため、さく、覆い等を設置すること。</p> <p>もろみの管理作業における作業手順書が作成されていなかった。作業時の安全対策を盛り込んだ作業手順書を作成し、安全教育で関係労働者に周知すること。</p>

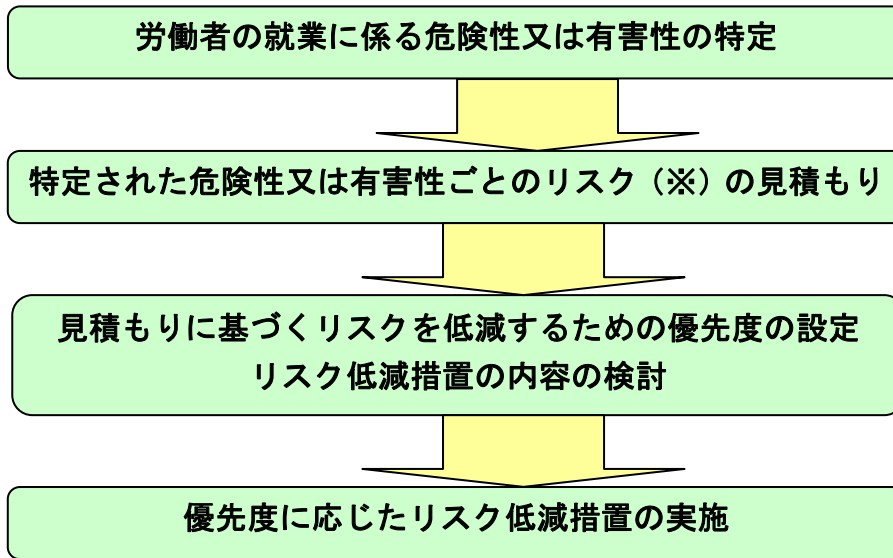
(備考)労働者死傷病報告より出典

リスクアセスメントのすすめ

危険性又は有害性等の調査とは・・・

リスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、これらを除去、低減するための手法です。平成18年4月1日以降、労働安全衛生法第28条の2により、実施が努力義務化されています。

リスクアセスメントの手順



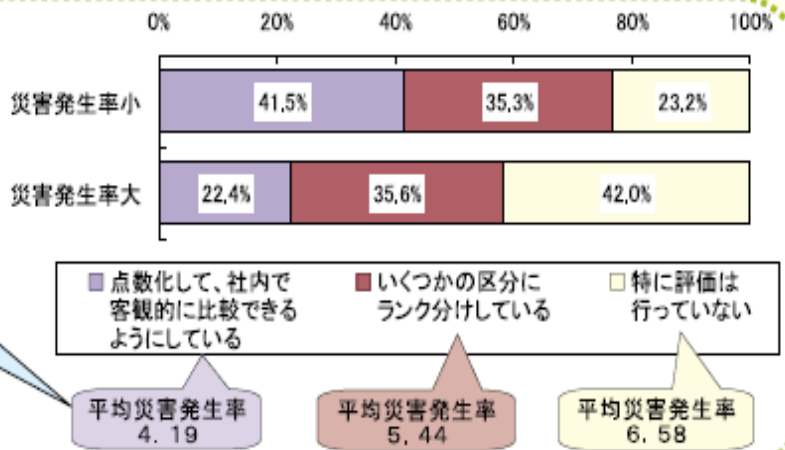
実施時期
設備、原材料、作業方法などを新規に採用、変更するなど「リスクに変化が生じたとき」実施
機械設備等の経年劣化、労働者の交代などを踏まえて「定期的」に実施
既存の設備、作業については、「計画的」に実施

（※）リスクとは、特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度（ひどさ）と、負傷又は疾病の発生可能性の度合いの両者を組み合わせて見積もるものです。

リスクアセスメントの効果

リスクをより客観的に評価する事業場の方が、労働災害発生率が低くなっています。

出典：大規模製造業における安全管理に係る自主点検結果（平成16年厚生労働省）



リスクの見積もり例

① 作業名 (機械・設備)	② 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害(※)	③ リスクの見積り			④ リスク低減措置案	⑤ 措置実施後のリスクの見積り		
		災害の重篤度	発生の可能性	優先度(リスク)		災害の重篤度	発生の可能性	優先度(リスク)
(記載例) 台車による運搬作業	重量物を過大積載し、運搬中に操作が出来ず荷崩れを起こすなどして打撲する。	△	×	Ⅲ	① 台車に積載可能重量を表示する ② 遵守事項を貼付する ③ 運搬経路を決める	△	△	Ⅱ

災害の重篤度 ×: 致命的・重大(死亡災害や休業1月以上の災害)、△: 中程度(休業1月未満の災害)、○: 軽度(かすり傷程度)

発生の可能性 ×: 高い又は比較的高い(毎日危険性又は有害性に接近するもの/かなり注意しても災害につながるもの)
△: 可能性がある(修理等の作業で危険性又は有害性に時々接近するもの)
○: ほとんどない(危険性又は有害性に接近することは滅多にないもの)



災害の重篤度と発生の可能性との組み合わせからリスクを見積もります。

		災害の重篤度			リスクの程度
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○	
発生の可能性	高い又は比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	リスクの程度
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	
	ほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	

リスクの程度 Ⅲ: 直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある
Ⅱ: 速やかにリスク低減措置を講ずべきリスクがある
Ⅰ: 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある

これからの安全衛生対策は、自主的に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に的確な安全衛生対策を講じることが不可欠です。
「リスクアセスメント」への取り組みをお願いします。

新潟労働局 ・ 各労働基準監督署